

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年9月26日 21時30分ごろ
発生場所	島根県 <sup>おき</sup> 隠岐の島町大森島南東方沖 都万港 <sup>つしま</sup> 大防波堤灯台から真方位215° 4.4海里付近 (概位 北緯36° 07.6′ 東経133° 11.1′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>かいゆう</sup> 海友丸は、北北東進中、岩場に乗リ揚げた。
事故調査の経過	平成29年11月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 海友丸、1.9トン SN3-15288（漁船登録番号）、個人所有 第272-23239号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷中央部外板及び船尾部船底外板に破口並びにプロペラ軸、プロペラ翼及び舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約31cm (西郷)
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣り場から帰港する目的で、隠岐の島町島後都万漁港に向けて大森島南東方沖を約11ノットの対地速力で手動操舵により北北東進中、同島南東方沖の岩場に乗リ揚げた。 本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.0mであった。 船長は、GPSプロッターの表示を見て航行していたものの、過去の航跡をよく確認していなかったため、ふだんの進路から外れていることに気付かなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、船長が、GPSプロッターに記録された過去の航跡を十分に確認していなかったことから、ふだんの進路から外れて大森島南東方沖の岩場に向けて航行していることに気付かず、同岩場に乗リ揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、GPSプロッターに記録された過去の航跡を十分に確認していなかったため、ふだんの進路から外れて大森島南東方沖の岩場に向けて航行していることに気付かず、本船が同岩場に乗リ揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・GPSプロッターに記録された過去の航跡を十分に確認するなどして船位の確認を適切に行うこと。</li></ul>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------